

○最高速度違反行為に係る指示

(第 19 条第 1 項)

改正 令和 4 年 3 月 25 日 令和 5 年 3 月 16 日

処分基準

令和 5 年 3 月 16 日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 22 条の 2 第 1 項
処分の概要	最高速度違反行為に係る指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	<p>「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両(代行運転自動車を含む。)について、通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して、最高速度違反を行わせる意思の下に、速度制限装置を取り外したり、交通反則金支払いの肩代わりを約束したりなど、最高速度違反を誘発するような行為をしていた場合</li><li>・ 自動車運転代行業者が使用する同一又は複数の車両(代行運転自動車を含む。)により、1 年間に 3 回の最高速度違反が行われたような場合などである。</li></ul>
問い合わせ先	交通部交通指導課企画指導係